

広島県収受	
第	号
29.12.-6	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1206 第 1 号
平成 29 年 12 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公印省略）

「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について

今般、「医薬部外品の添加物リストについて」（平成 20 年 3 月 27 日薬食審査発第 0327004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の一部を改正し、医薬部外品添加物リスト（以下「添加物リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

- 1 施行時期について
本通知は、平成 30 年 1 月 4 日より適用すること。
- 2 添加物リスト中連番 1667「ヒオウギ抽出液」を削除し、連番 1668 から連番 2750 までを一つずつ繰り上げ連番 1667 から連番 2749 までとしたこと。
- 3 既に承認を取得している医薬部外品等の取扱いについて
今回削除された品目については、平成 31 年 6 月 30 日までは、添加物リストに収められているものとみなすことができるものとする。

